



大広建発第30号
令和2年8月3日

大里広域市町村圏組合
ごみ処理施設整備基本構想検討委員会
会長 河野 忠 様

大里広域市町村圏組合
管理者 富岡 清



新たなごみ処理施設の整備及びごみ処理施設整備基本構想の策定
について（諮問）

大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例第2条の規定により、下記のことについて貴検討委員会の意見を求めたく、諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) ごみ焼却施設の規模に関する事。
- (2) 建設候補地に関する事。
- (3) 焼却処理方式の整理に関する事。
- (4) 事業方式の整理に関する事。
- (5) 附帯設備に関する事。
- (6) 施設の活用策に関する事。
- (7) 不燃物処理施設の更新方法に関する事。

2 諮問の趣旨

昭和47年、不燃物の共同処理等を目的に設立された大里広域市町村圏組合では、平成13年4月に可燃性一般廃棄物処理の広域化を目的として、圏域内の熊谷市、深谷市、旧大里南部環境福祉一部事務組合からそれぞれ施設の移管を受け、現在は熊谷市、深谷市、寄居町からの可燃性一般廃棄物、不燃物の処理を4箇所の施設で行っています。

このうち本組合で管理運営を行っている3箇所のごみ焼却施設については、平成22年度に施設の長寿命化を図ることを目的とした「ごみ処理施設長寿命化計画」を策定し、平成25年度から平成30年度にかけて施設基幹部の大規模な改修工事を実施いたしました。

しかし、各施設の長寿命化期間は、改修工事後約12年と言われており、令和8年頃から長寿命化期間が終了し始めることから、新たな施設整備に関して具体的な検討を進めることが重要かつ喫緊の課題となっております。



つきましては、新たなごみ処理施設の整備に関して検討が必要な、「ごみ焼却施設の規模、建設候補地、焼却処理方式の整理、事業方式の整理、附帯設備、施設の活用策及び不燃物処理施設の更新方法」について貴検討委員会で御審議いただきたく、諮問するものです。

3 答申の時期

ごみ焼却施設の規模に関する事、建設候補地に関する事については令和3年2月を目途に答申をお願いいたします。

焼却処理方式の整理に関する事、事業方式の整理に関する事、附帯設備に関する事、施設の活用策に関する事、不燃物処理施設の更新方法に関する事については令和4年2月を目途に答申をお願いいたします。